

いじめ防止基本方針

柏市立柏第三小学校



柏市立柏第三小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日制定

令和 5 年 11 月 改訂

1. 定義・基本理念

(1) 定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と『一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの』をいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 基本理念

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条(学校基本方針の策定)に基づいて策定するものである。学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめに関わった児童生徒の心身と関係性を修復することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指し、行っていくものとする。

※第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 組織

(1) 生徒指導部会

毎月1回の部会には、管理職及び生徒指導主任、教育相談コーディネーター(担当)、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童の状況についての情報交換をする。年間計画、いじめアンケート等の見直しや提案をする。

(2) 特別支援校内委員会

特別支援教育コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ対策会議

毎月1回の生徒指導部会時に、管理職及び生徒指導主任、教育相談コーディネーター(担当)、各学年の代表者が参集し、各学年のいじめの状況についての情報交換をする。重大ないじめの状況が確認された(又は認知された)際は、臨時的にも設置される。解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、教育相談コーディネーター(担当)、該当学年主任担任及び関係職員等とする。

(5) 外部機関

事案によっては、学級経営アドバイザーの派遣、スクールサポーターなどの配置をすることにより、安心して学校生活を送れるようにする。

3. いじめの未然防止のための取り組み

(1)学級経営

学校生活では、教室で過ごす時間が長いので、学級担任の教育方針や言動が、教室の雰囲気や児童同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

①児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。そのすべての児童の気持ちを理解する必要がある。その上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。指導の成果が現れるまでに時間を要する児童もいるため、深い理解と特別な支援が必要となる。一人一人に寄り添いながらクラス全員を導いていくことがいじめのない有意義なクラスづくりの基本となる。

②居場所づくりと自己存在感

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送ることができる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、良い方向へ導く効果的な方法となる。(係活動等の諸活動、部活動・委員会への参加助言、効果的な場面をとらえての褒め言葉等)

③学級集団づくり

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。話を十分に聞き児童理解を深めること、規範意識を醸成することが大切である。また、『いじめをしない、させない、傍観しない』という、正しいことが正しいと認められる集団を目指す。

(2)「特別の教科 道徳」

規範意識、友情、生命尊重等について、直接的に考えさせることができる。年間35時間の授業時数を行うことは当然のことであるが、学校生活全体を通じて、タイムリーな事案にそって考えさせ指導することでさらに高まっていく。道徳教育用教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上を目指す。

(3)情報モラル教育の推進

インターネットが持つ危険性を十分に理解するとともに、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握して情報モラルに関する指導ができるよう指導力の向上に努める。

(4)教科指導

「自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の推進」が今求められている。このことは、小グループ活動等で、お互いの考えや意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら、理解を深めさせていくことの大切さを示している。「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活につながるものである。読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進する。また、過度の競争意識を持たせることは、学習のみならず生活全般へのストレスとなることも考慮に入れておく。

(5)児童会活動

縦割り集団により、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えることは、自己存在感を高めることと、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効であると考えられる。

①異年齢交流

「なかよし活動」の異年齢交流で、ふれ合う中で、上級生はリーダーシップを発揮し、下学年児童をいたわる思いやりの気持ちを育む。下級生は上級生の指示を聞き、支援をしてもらいながら、上級生を目標にしていく気持ちを持たせる。

②委員会活動

高学年児童が学校全体を見渡し、勤労生産的な活動を行う中で、確実に仕事を成し遂げる使命感を養うと共に、低・中学年児童には感謝の気持ちを持たせる機会とする。

③ボランティア活動

高学年が手本となり、落ち葉はき等のボランティア活動を行っていく。奉仕活動を通して豊かな心を育てる。

(6)生徒指導主任連絡協議会の開催

児童の心の問題とともに、家庭や友人、地域等の問題が複雑に絡み合い、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多くなっている。そこで、民生委員・主任児童委員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察関係者等を招き、合同の研修及び情報交換を実施する。

(7)組織対応

①学年職員の共通理解と協力体制

教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。さらに部活動、クラブ、委員会等を通し「一人の児童を全職員で見えていく」認識を持つ。(学年主任を中心とした全職員での指導、児童の良い情報も伝え合い褒めて伸ばす意識を持つ。)

②生徒指導目標の明確化

教育は、人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までは視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておくべきである。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。それを見越して、手拔かりのないきちんとした指導をしていく必要がある。(低学年:しっかりとした躰と生活習慣を身に付けさせる。中学年:周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。高学年:児童個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる等が一例である。)

(8)配慮を要する児童への対応

①外国にルーツのある児童生徒の対応

言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意して、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を推進していく。

②家庭環境等に特別な事情がある児童への対応

虐待や貧困等、特別な事情を抱えている児童については、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなりえるため、スクールソーシャルワーカー等を活用して、必要に応じて関係機関と連携しながら対応していく。

③性別違和や性的指向・性自認に係る児童への理解と対応

学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、スクールカウンセラー等を活用しながら、児童の心情等に配慮した対応をする。

④東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故による避難している児童への理解と対応

被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解して、当該児童に対する心のケアを適正に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

⑤感染症等に関する人権の配慮と対応

感染症等の感染者や感染症の対策および治療にあたる医療従事者等に関係する児童に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組む。また、不安やストレスを抱えている場合はスクールカウンセラー等を活用して、必要に応じて関係機関と連携しながら対応

する。

⑥宗教等との関わりに起因する問題を背景とした児童生徒への理解と対応

宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることはなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、支援に努める。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

4. いじめの早期発見に対する取り組み

(1)教育相談週間

いじめの早期発見のためにも、毎学期実施している教育相談は全員と実施するようにする。希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。「特に話がない。」という児童について、短時間であっても実施することにより「大切にされている」との思いを持たせることに繋がる。また、児童との面談により、児童理解が深まることが期待できる。いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

(2)いじめアンケート

各学期に実施している「なかよしアンケート」により、いじめの状況を把握する。ささいなことでも積極的に認知し、児童の困り感を解消するために丁寧な指導を行う。また、いじめられていないとの回答に安心せず、他の児童からの情報や担任側の観察等も大切にしていく。なお、アンケート等の保存期間は、児童や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

(3)相談ポスト

相談ポスト(教育相談担当が定期的にポストを確認)により、担任以外でも希望する職員に相談できるようにする。投稿された相談案件については、教育相談担当や管理職が速やかに対応する。

(4)日常観察と情報提供・情報収集

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面(昼休み等の授業時間以外も)で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、一人の児童を全職員で見ていることを共通理解し、情報提供・情報収集に努める。

5. いじめの早期対応について

(1)報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込まず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2)聞き取り調査

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行うことが望ましい。
- ・高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強くないように配慮する。
- ・客観的な事実を先入感なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3)該当児童間の調整

謝罪等の調整を行う。無理に謝罪を強要すると後々トラブルになるケースが多い。当人同士が納得できることが大切である。いじめられた者へは、必ず守り通すことを、いじめた側へは、今後の励ましを込めて厳しさと愛情を含めて調整する。また、いじめの被害者だけでなく、助けようとした児童の安全確保を最優先し、ケアを開始する。

(4)保護者連絡

どこで連絡を入れるかはとても大切である。いじめが分かった日に一度は連絡を入れたい。その為には、聞き取り等のスピードが大切となる。その後、いじめ調査結果が出た際には、被害児童・保護者への情報提供をするだけでなく、加害児童・保護者への通知を丁寧に行う。

ただし、勝手に相手の連絡先を教えるのではなく、必ずお互いの保護者に確認を取る。法は、いじめの要件をいじめられている児童の主観を重視した定義に立っている。

(5)原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、再発防止に役立てる。

(6)継続観察

いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか、加害者が被害者や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけていないか等の見守りが必要である。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。また、必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

6. いじめの相談・通報体制について

※ 学校の相談窓口 04-7167-3161 教頭 養護教諭 スクールカウンセラー

柏市教育委員会の相談窓口一覧

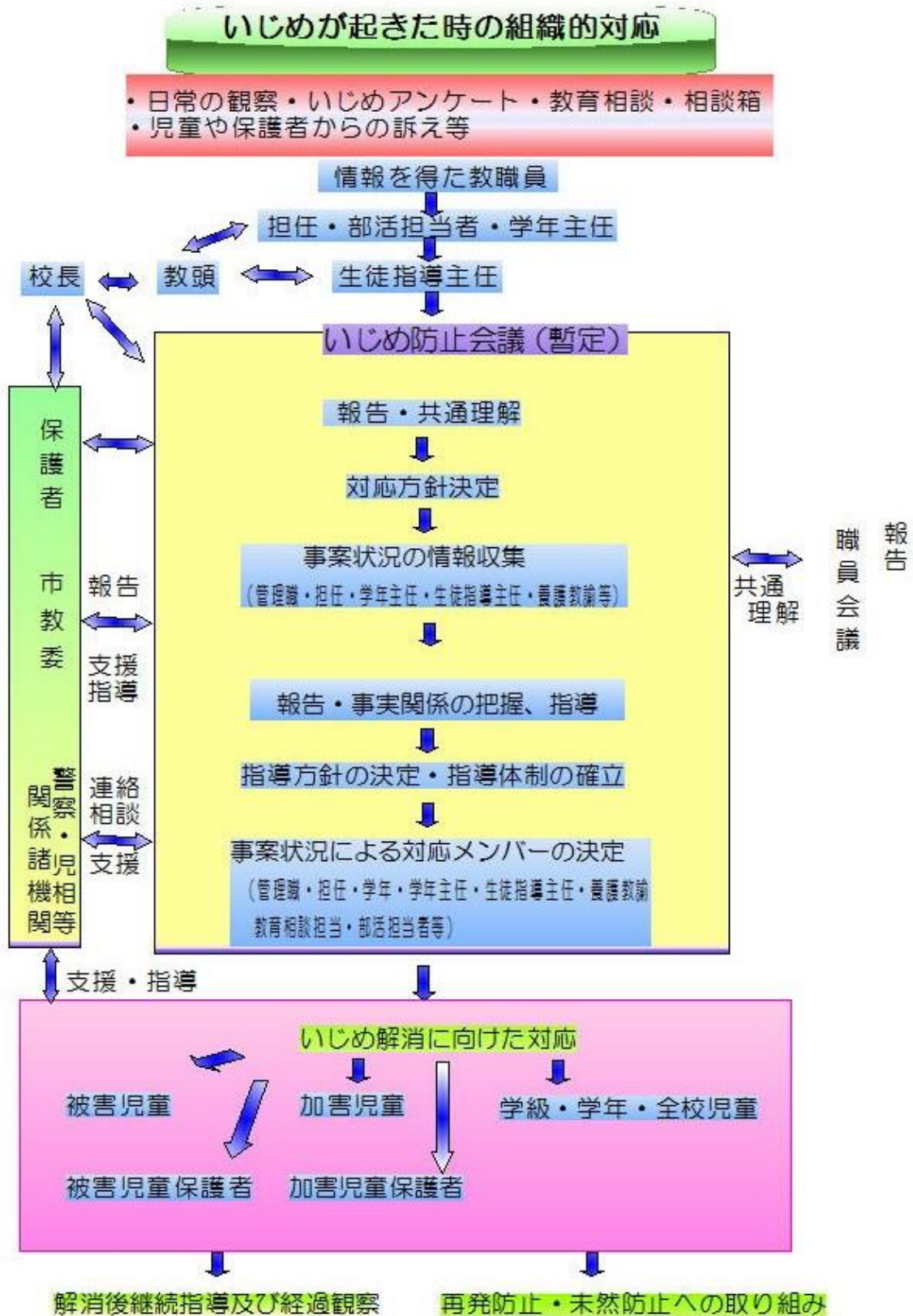
相談窓口名称	内容	主催	電話番号	受付時間	その他
やまびこ電話柏	未成年のお子さん, 保護者の方を対象に, 学校, 友人関係, 家庭に関することについて, 電話相談を行っています。	少年補導センター	04-7166-8181	午後1時～午後7時	平日対応
少年補導センター電話相談	青少年の問題行動(非行など)で悩みを持つ保護者の方や教員を対象に, 電話や面接による相談を受け付けています。	少年補導センター	04-7164-7571	午前9時～午後5時	平日対応
幼児教育・学校教育相談	幼児・小学生・中学生の学業, 不登校, 交友関係, 親子関係, 発達に関することについて, 面接相談, 電話相談を行っています。	児童生徒課	04-7131-6671 (受付・予約) 04-7131-6615 (電話相談)	午前9時～午後4時	平日対応
教育支援センター「きぼうの園」(柏市青少年センター敷地内)	小学生・中学生を対象とした不登校支援として, 学習指導や基本的な生活習慣の改善のための相談などを行っています。	児童生徒課	教育支援センター「きぼうの園」 04-7133-9400	午前9時～午後4時	平日対応
教育支援センター(豊四季台, 増尾台, 大津ヶ丘, 柏たなかの4カ所)			教育支援センター増尾台 04-7175-7755		

千葉県の相談窓口一覧

相談窓名称	主催	電話番号	受付時間	その他
東葛飾教育相談室	千葉県教育庁 東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	04-7124-9779	電話相談 午前9時～午後5時 来所相談 午前9時～午後5時 要電話予約	毎週月火木金曜日 (祝祭日を除く)
子どもと親のサポートセンター教育相談	千葉県教育委員会 子どもと親のサポートセンター	電話相談 0120-415-446 来所相談 0120-415-446 ファックス メール相談	午前9時～午後9時 いじめ相談は24時間受付 予約受付 午前9時～午後5時 043-207-6041 saposoudan@chiba-c.ed.jp	メール相談には必ず件名に「相談」と記入
ヤングテレホン及び面接相談	千葉県警察 少年センター	0120-783-497	電話相談 午前8時30分～午後5時15分 来所相談 午前8時30分～	毎週月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)

			午後5時30分 要電話予約	
--	--	--	------------------	--

7. 組織及びいじめが認知されたときの対応（フロー図）



8. いじめの指導について

いじめの事実関係を聴取する場合には、当事者の精神状態、性別、関係児童の人数、発達段階、聴取時間、

聴取場所に留意する。また、聴取方法は、児童の人権に配慮し、適切に行うものとし、いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

(1) 被害児童について

- ・保護者や関係機関と連携を図りながら、スクールカウンセラーの活用も含め、被害者のケアを第一に、当該児童を支援する体制を整える。
- ・被害児童の状況に応じて、学習場所を変えたり、学校にいる時間を弾力的にしたりして、徐々に正常な学校生活を送れるようにしていく。
- ・いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級、通室によって、いじめを受けた児童の学びの場の確保を行う。
- ・保護者の要望があれば、学区外就学を承認する。

(2) 加害児童について

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- ・いじめ再発の芽がある場合は、即刻指導し、再発を防止する。また、被害児童が加害児童を非常に恐れている場合など、被害児童と接触しないように活動場所を制限する。
- ・懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。その際は、保護者に目的等を知らせ、理解を得るようにする。

(3) 傍観・観衆児童について

- ・いじめをかくしたり、はやしたてたり、傍観したりすることもいじめを助長する行為として、恥ずかしく、許されない行為であることを指導する。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。被害児童、加害児童だけでなく、学級又は関係の児童集団(部活等)に対して、いじめの根絶に対する指導を行うとともに、思いやりのあるやさしい心を育てるよう、児童の心に響く教材を使用した道徳の時間の実施や、豊かな人間関係プログラム、その他のグループエンカウンター等を活用して、望ましいコミュニケーション構築を図る。

(4) インターネットを介してのいじめについて

ネットトラブルに対して、誠意をもって対応する。

ネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシーの侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める。(当事者(書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者)ではないので、削除や発信者情報開示の代行はしない)※訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。

弁護士第72条「非行行為」禁止

また、「柏市情報モラル育成プログラム」等を活用した授業を学年に応じて行うとともに「SNS活用講座」等を児童・保護者を対象に行いスマートフォンを児童に持たせることは、ネット型非行に巻き込まれる可能性があることを周知していく。

(5) 特別な支援を必要とする児童へのいじめについて

いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。

9. 関係機関との連携

(1)教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告することはもちろんだが、重大事態については、児童生徒課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。連絡するか否かは、校長の判断による。

(2)柏市少年補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、少年補導センター等へ講師依頼して、指導をすることができる。

(3)幼保こ小中の連携

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4)警察

重大事態発生時等、必要があれば躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

(5)スクールカウンセラー

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーや教育支援センターの相談員からの情報提供を受ける。

(6)学校医

いじめに関わる事案で心身に支障をきたした場合は、専門医から助言をいただく。

10. 保護者・地域との連携

(1)啓発活動

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にインターネット等先端情報技術を通じてのいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼をする。

(2)情報発信・情報提供

学校からの各種たより等に、いじめ防止に関する対応等を掲載し、情報提供をしていく。また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※ 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

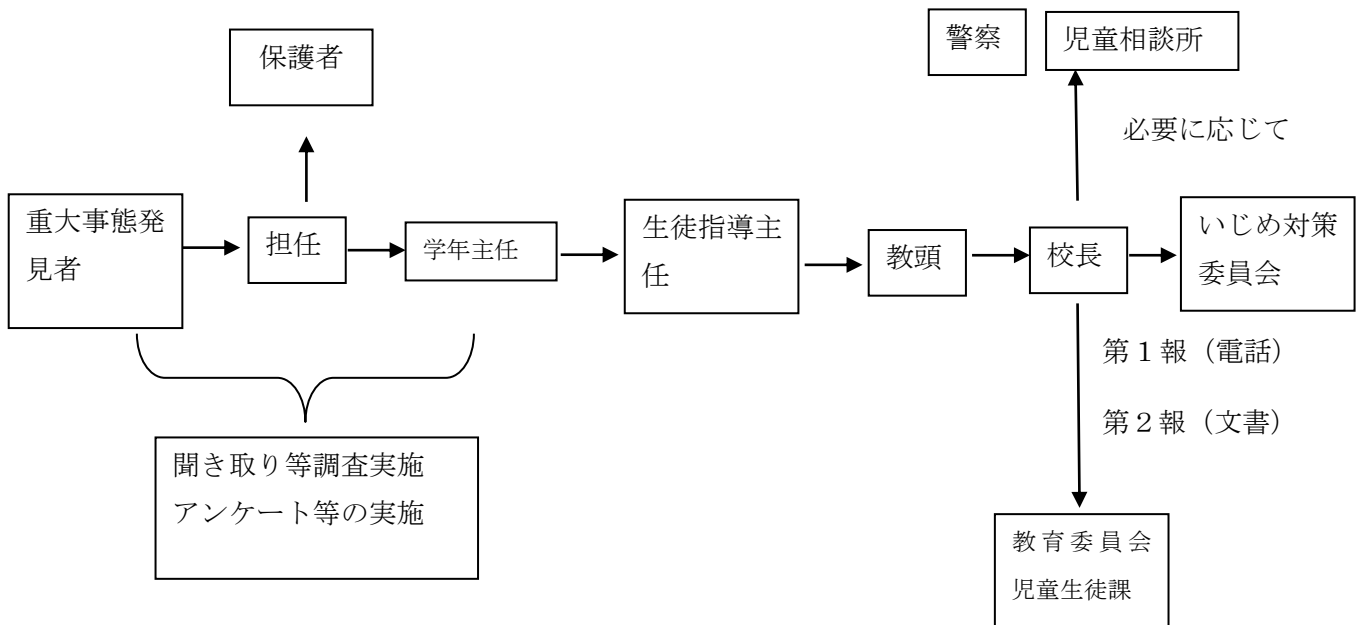
(3)柏市少年補導委員、柏市青少年相談員

児童の指導や保護者の相談に関わっていただいている立場の方と随時、情報交換をし、未然防止、早期対応に努める。

(4)中学校区における小中学校及び地域との連携推進

小中学校及び小学校同士の連携に加えて、地域や関係機関との連携を通して、学区全体で、児童を見守っていく。学区の生徒指導上の課題やいじめ問題に係る情報を共有することで、地域全体で問題を解決する仕組みを構築していく。

11. 重大事態への対応



(1) 重大事態の定義

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月(抜粋)】

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
- ② 心身に重大な被害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) 対処方法

- ① 教育委員会児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)

いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わないことは当然である。

- ② 市教委と相談の上、いじめ対策会議を立ち上げる。
- ③ スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④ 事実確認のための調査を行い、重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。
- ⑤ 上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥ 以後、誠意をもって解決にあたる。

12. 活動の振り返り

(1) 公表、点検、評価 等

- ① 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校運営協議会会議・学校評価者会議、児童生徒等により毎年度末に、改訂を視野に入れながら点検、評価をした後、学校ホームページ上に公表するものとする。
- ② また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

【校内指導体制】

【組織図】

